

台風（暴風）及び大雨・大雪に対する休校措置の申し合わせ

令和6年1月30日 校長裁定

本校では、台風（暴風）及び大雨・大雪（以下「台風等」という。）による学生の事故の発生を防止するため、台風等の際の授業及び中間・定期試験（以下「授業等」という。）の休校等の措置に関し、必要な事項を定める。

1. 台風（暴風）の接近による休校措置の取扱い

（1）午前の授業等

午前6時30分時点で次のいずれかに該当する場合は、当日の午前の授業は取りやめとし、中間・定期試験は延期する。

- ① 福井県「嶺北北部」「嶺北南部」地域に属するいずれかの市町村に台風（暴風）を原因として「暴風警報」あるいは「警戒レベル4」発令が発令されている場合
- ② 台風（暴風）を原因としてハピラインふくい（敦賀～大聖寺間）が不通の場合

（2）午後の授業

1の（1）により午前の授業が取りやめとなり、午前11時の時点で1の（1）の①又は②に該当する場合は、引き続き当日の午後の授業は取りやめとする。

2. 大雨・大雪による休校措置の取扱い

（1）午前の授業等

午前6時30分時点で次のいずれかに該当する場合は、当日の午前の授業は取りやめとし、中間・定期試験は延期する。

- ① 福井県「嶺北北部」「嶺北南部」地域に属するいずれかの市町村に大雨・大雪を原因として「警戒レベル4」発令が発令されている場合
- ② 大雨・大雪を原因としてハピラインふくい（敦賀～大聖寺間）が不通の場合

（2）午後の授業

2の（1）により午前の授業が取りやめとなり、午前11時の時点で2の（1）①又は②に該当する場合は、引き続き当日の午後の授業は取りやめとする。

3. 警報等の確認方法

警報の発令及び解除並びに公共交通機関の運行状況の確認は、テレビ・ラジオ等の報道によるものとする。

4. 教職員、学生等への休校措置等の通知方法等

教職員及び学生等に対する休校措置等決定の通知方法等は次のとおりとする。

(1) 休校措置等の当日及び緊急に休校措置等を通知する場合（勤務時間外）

- ①テレビ，ラジオ，ホームページ等での報道機関の発表により自己判断
- ② Microsoft365 で「全学生」宛に通知
- ③さくら連絡網で「全登録者」宛に通知
- ④本校ホームページ上で通知

(2) 事前に休校措置等の決定通知が可能な場合

- ①校内放送，学寮放送で適宜通知
- ② Microsoft365 で「全学生」宛に通知
- ③さくら連絡網で「全登録者」宛に通知
- ④本校ホームページ上で通知

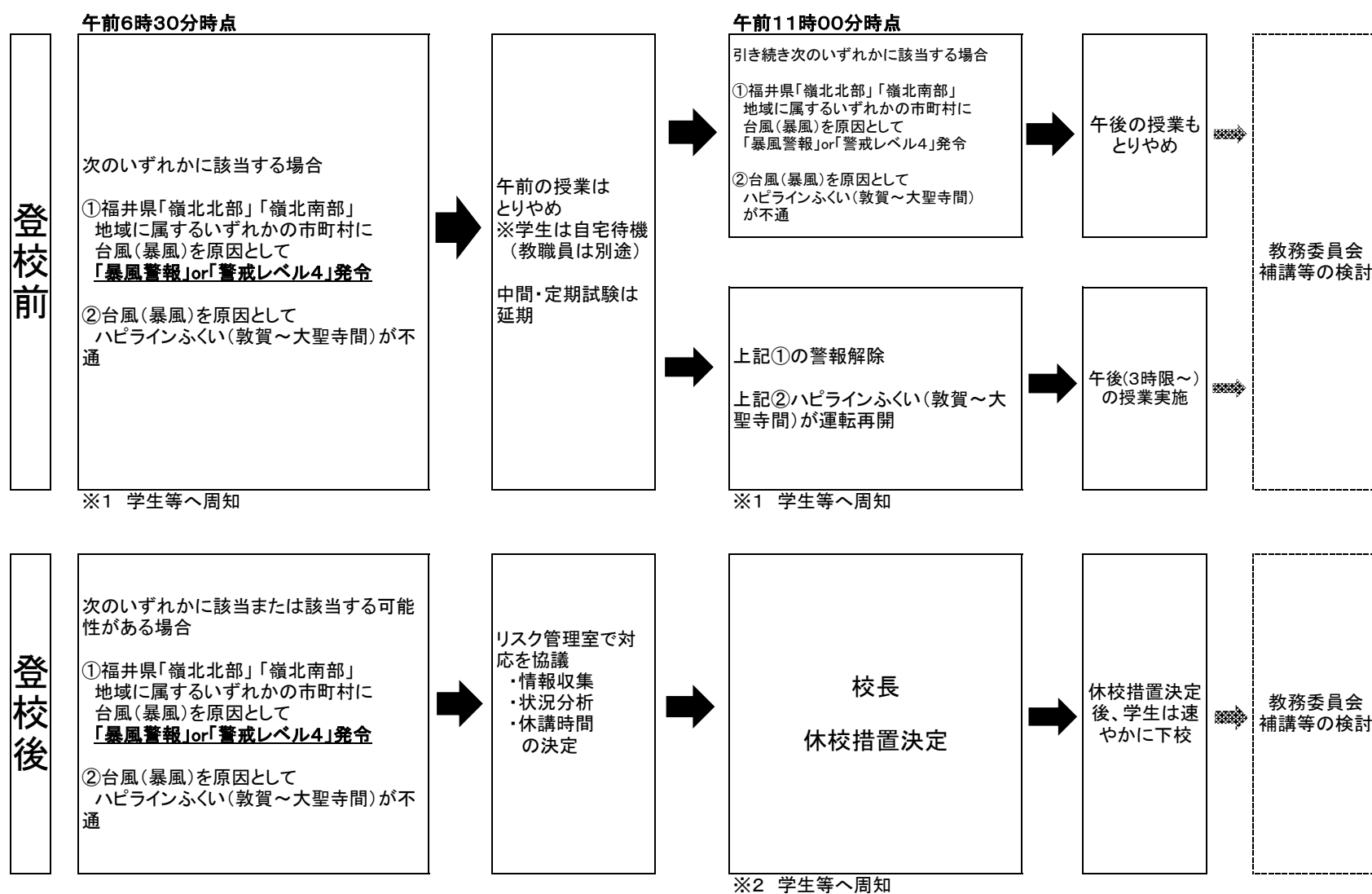
5. その他

(1) 地震等不測の事態が発生した場合における休校措置等は、適宜状況を判断し実施する。

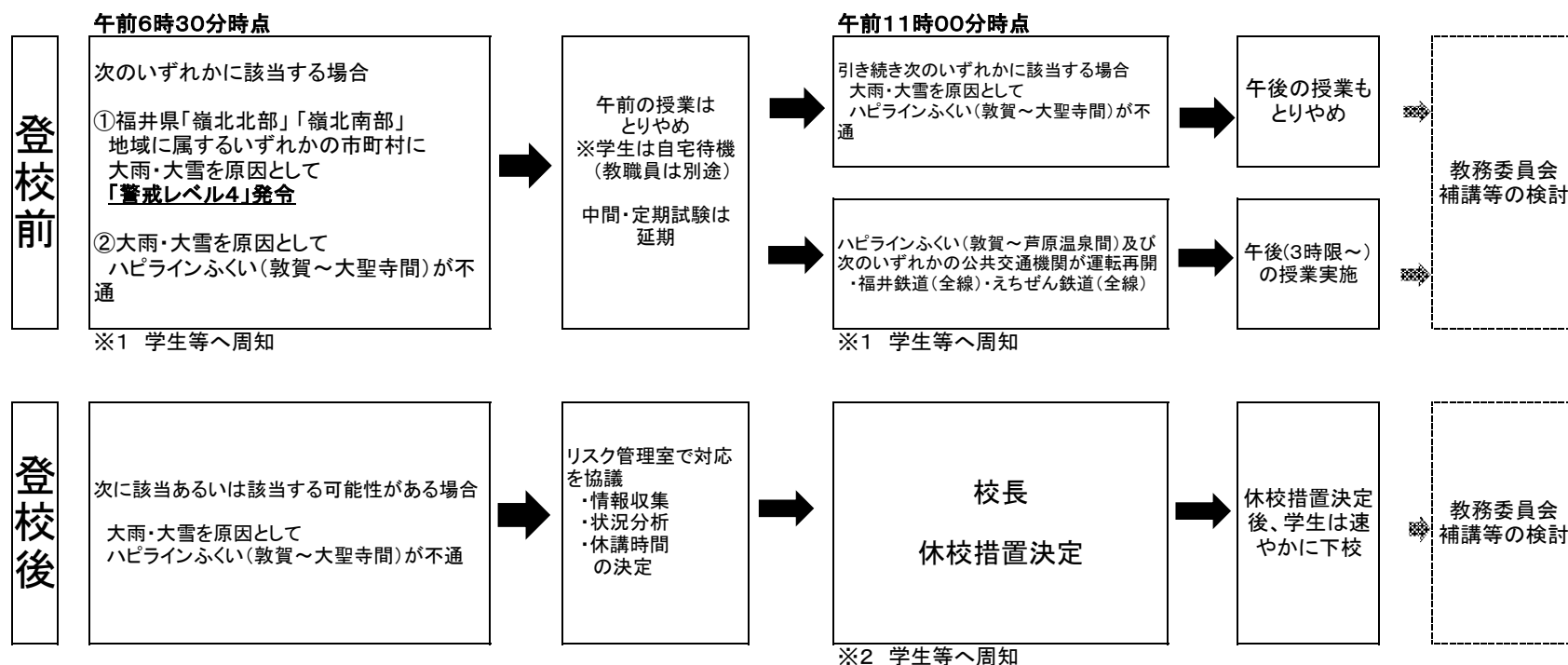
(2) 国立高等専門学校機構への報告は、「災害及び事故発生時の情報連絡体制」により措置内容について報告を行うとともに、福井県（大学・私学課）にも同様の報告を行う。

台風(暴風)及び大雨・大雪に対する休校措置について

1. 台風(暴風)の接近による休校措置の取扱い



2. 大雨・大雪による休校措置の取扱い



※1 学生等への周知方法

- ① テレビ、ラジオ、ホームページ等での報道機関の発表により自己判断
- ② Microsoft365で「全学生」宛に通知
- ③ さくら連絡網で「全登録者」宛に通知
- ④ 本校ホームページ上で通知

※2 学生等への周知方法

- ① 校内放送、学寮放送で適宜通知
- ② Microsoft365で「全学生」宛に通知
- ③ さくら連絡網で「全登録者」宛に通知
- ④ 本校ホームページ上で通知